

ため池の総合対策について

1 要旨・目的

県では、農業用水の確保を図るとともに、決壊等による災害の未然防止を目的として、ハード・ソフト両面からの「ため池の総合対策」を推進しており、その取組状況について報告する。

2 現状・背景

平成30年7月豪雨では、多くの農業用ため池の決壊・損壊等により、下流への被害が発生したことから、県では平成31年3月に「ため池の整備・廃止・管理等に関する方針」を策定し、国の「ため池対策関係法※」に基づき、浸水想定区域図の公表などの迅速な避難行動に繋がる対策や、届け出による利用実態の把握及び補強・廃止などの防災工事を進めている。

※ ため池の適正な管理を図るため、所有者等の届け出の義務化等を定めた「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年7月施行）」（以下、「ため池管理保全法」という。）及び防災工事を集中的かつ計画的に推進するため、国の財政的な措置等を定めた「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年10月施行）」（以下、「ため池工事等特措法」という。）をいう。

3 概要

(1) 対象者

ため池管理者等

(2) 事業内容（実施内容）

ア 農業用ため池の実態把握（ため池管理保全法に基づく届出等）

（ア） 農業用ため池の届出書の提出

決壊した場合に人や公共施設への被害のおそれがある防災重点ため池についてすべての池で管理者の存否確認を終え、6,147箇所（98.5%）の届出書が提出された。

項目	届出対象数①	提出状況（令和5年5月末）	
		箇所数②	割合（②/①）
農業用ため池の届出	16,253 箇所	14,218 箇所	87.5%
うち防災重点ため池	6,242 箇所	6,147 箇所	98.5%

※農業用ため池のうち、市町所有（632箇所（うち防災重点ため池、269箇所））及び市町等が現状把握や安全対策等を行う管理者等が不明なため池（294箇所（うち防災重点ため池、294箇所））を除く。

防災重点ため池以外のため池については、令和4年度に存否確認をした結果、約1,500箇所が、埋立て等により不存在となっていることが判明したため、届出対象数を見直すとともに、残りのため池について、引き続き、市町と連携して、令和5年度での届出完了を目指している。

イ 防災工事の推進と管理体制の強化

(ア) 農業用水源として利用するため池（診断，補強工事）

防災重点農業用ため池の劣化診断等について、令和3～4年度に約4,700箇所
の診断を実施し、令和5年度においても、約2,100箇所の診断を実施する。今後、
診断結果等に基づき、補強工事が必要な箇所の対策を順次進めていく。

令和元年度以降、防災重点農業用ため池の補強工事について、62箇所着手し9
箇所完了している。今後も市町と連携し、防災工事の推進を図る。



<余水吐の診断状況>

劣化診断の実施状況（東広島市）

(イ) 農業用水源として利用しなくなったため池（廃止工事）

これまで、178箇所のため池廃止工事を完了しており、本年度は防災重点農業
用ため池131箇所（うち工事中26箇所）
について、事前に水位を下げるなどの安全確保を図ったうえで、引き続き、市町と
連携した権利関係の調整や、建設業者確保に向けた取組を行いつつ、廃止工事を
進めていく。



<工事後>

<工事前>

ため池廃止工事（広島市）

(ウ) 管理体制の強化

「広島県ため池支援センター」では、防
災重点農業用ため池を対象に健全度の低
い箇所（約260箇所）のパトロールや、
管理者の主体的な管理を促すための研修
（約20箇所）を行っている。

今後も引き続き管理体制の強化に向けた
取組を進める。



<現地研修>

管理者研修状況（東広島市）

(3) スケジュール

対策期間 平成30年度～令和12年度

(4) 予算（国庫・単県）

2,858,978千円

（令和4年度補正1,143,165千円＋令和5年度当初1,715,813千円）